

STOCK POINT 現物受取サービス規約

第1条（目的）

1. 本規約は、お客様と CHEER 証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う STOCK POINT 株式会社が提供する株価連動ポイントサービス「Stock Point for CHEER 証券（以下「ポイントサービス」といいます。）」を利用して獲得した銘柄ポイントを現金相当に交換し、当社に開設した証券口座で現物株式等を受取る（買付）サービスの取扱いを明確にすることを目的といたします。
2. この規約に定めのない事項については、「米国株式店頭取引サービス取扱規約」、「国内株式店頭取引サービス取扱規約」、その他「証券総合取引約款集」に定める各種約款および法令等によるものといたします。

第2条（銘柄ポイントの現金相当額を受取指示）

1. ポイントサービス利用者は、同サービスで獲得した銘柄ポイントの現金相当額を現物株式等として受取るため、あらかじめ CHEER 証券口座を開設いただきます。
2. CHEER 証券は、お客様のポイントサービスへの指示により個人情報等を STOCK POINT 株式会社と連携し本人認証を行います。本人認証が取れた場合、ポイントサービスに「現物化申込画面」が表示されますので、銘柄ポイントの現金相当額を受取るためのお申込みを行なっていただきます。
3. 当社は、お客様のポイントサービスへのお申し込みの連絡を STOCK POINT 株式会社から受領次第、CHEER 証券アプリに「現物受取申込」画面を表示いたします。お客様は、CHEER 証券アプリにログイン後、同画面より申込確認を行っていただくことにより現物株式等の受取申込みが完了いたします。
4. CHEER 証券アプリでの「現物受取申込」の受付は、毎日 0 時～24 時までにお申込みを受付けた分について、原則、翌営業日に現物株式等の受取り（買付）処理を実施します。
5. 当社は、お客様からの「現物受取申込」にもとづき、現物株式等の受取り（買付）処理を行います。同受取り処理が成立しなかった場合、お客様は、再度、「現物受取申込」画面から申込確認を行っていただくものといたします。
6. 現物株式等の受取申込みにおける受取銘柄は、銘柄ポイントが付与された銘柄に限定されます。また、銘柄ごとの現金相当額はあらかじめ銘柄に付与された銘柄ポイントの現金相当額に限ります。

第3条（銘柄ポイントの現金換算額の入金）

前条 3 項により現物株式等の受取申込みが完了した場合、当社は、銘柄ポイントの現金換算額を現物株式等の受取り時直前にお客様の証券口座へ入金いたします。

第4条（現物株式等の受取り）

1. 当社は、第 2 条 3 項のお申込みに基づき、現物株式等の受取りのための銘柄ポイントの現金換算額による買付処理を、以下の方法により行います。
2. 本サービスで現物株式等を受取るための買付け発注金額は、各種店頭取引サービス規約に関わらず、1 円以上とし、付与された銘柄ポイントの現金相当額に限ります。
3. 現物株式等の受取り処理の取扱い
 - （1）米国株式の受取り

買付処理は、本受取申込みの翌日以降に最初に到来する当該銘柄の上場株式等取引市場の開始時間より、速やかに行います。

- ・銘 柄：お客様が指定した銘柄
- ・購入金額：お客様が指定した 1 円以上の金額
- ・取引区分：外国株式国内店頭取引
- ・決済方法：円貨決済
- ・買付価格：買付処理時における米国株式市場最良売気配×（1 + 0.5%）
- ・買為替レート：買付処理時におけるインターバンク市場の為替レート + 20 銭

（2）国内株式の受取り

買付処理は、本受取申込みの翌営業日以降に、最初に到来する当該銘柄の上場株式等取引市場の開始時間の価格を用いて、前場終了後に行います。

- ・銘 柄：お客様が指定した銘柄
- ・購入金額：お客様が指定した 1 円以上の金額
- ・取引区分：店頭取引
- ・買 値：前場の始値×（1 + 0.5%）

第 5 条（お客様への通知）

1. 買付結果のご通知は「米国株式店頭取引サービス取扱規約」または「国内株式店頭取引サービス取扱規約」に基づき、ご登録のお客様メールアドレスへ「約定通知」を送付いたします。
2. 買付処理の結果、買付処理が成立しなかった場合、「不成立通知」を送付いたします。

第 6 条（受取り権利の消滅）

お客様の口座解約指示、口座閉鎖もしくは本サービスを終了する場合、または当社が不適切な利用と判断した場合には現金相当額の受取り権利が消滅します。

第 7 条（サービスの停止・中止・終了）

1. 当社は、いずれかの事項に該当したときに、この規約に基づくポイント受取サービスの全部または一部を停止・中止・終了することができるものといたします。
 - （1）当社もしくは STOCK POINT 株式会社がサービスの提供の停止・中止・終了を申し出た場合
 - （2）当社もしくは STOCK POINT 株式会社がサービスを提供することができなくなった場合
2. 当社は、前項のサービス終了が決定された場合、あらかじめお客様に通知することといたします。

第 8 条（規約の変更）

この規約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイト等での公表またはその他相当の方法により周知いたします。

付則

この規約は、2022 年 11 月 1 日よりお客様とのお取引に適用します。

以上